

計画相談支援等マニュアルの変更点

【全体的な変更】

マニュアルの統合	従来は相談支援事業者用と区保健福祉課用に分かれていたマニュアルを統合しました。
章立てや項目立ての変更	マニュアルの内容をわかりやすくするため、各章の並びを入れ替え、項目立ての変更等を行いました。
報酬算定要件の別冊化	報酬算定の要件について、報酬告示、留意事項通知、Q & Aなどの内容を別冊としてまとめました。

【主な変更と改訂箇所】

章	項目	頁	内容
第1章	3-(5)~(8)	6	サービス等利用計画案やモニタリング結果への利用者又は家族からの文書による同意を「署名」とし、「又は押印」の記載を削除しました。
	7	9	省令改正に伴い、ICT活用に係る内容を追加しました。
第2章	2-(5)	11	モニタリング期間変更の際は、計画相談支援給付費が請求できないことを追記しました。
第3章	2	12	「第4章（旧マニュアル第5章）継続サービス利用支援費等のモニタリング期間」にあった計画相談支援給付費等の支給期間の項目について、記載場所を「第3章（旧マニュアル第2章）請求のために必要な要件及び支給額」に移しました。
	4	12	相談支援専門員が担当する計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービス等提供事業所の支援員等も兼務している場合でも、新規支給決定から概ね3か月以内の場合は当該相談支援専門員がモニタリングを実施することが可能であることを追記しました。
	5	13~19	支給単位・加算等について、令和3年度の報酬改定後の内容に更新しました。

章	項目	頁	内容
第3章	5-(6)	19	<p>地域生活支援拠点等相談強化加算が令和3年4月より取得可能となったことから、未実施の記載を削除しました。</p> <p>また、地域体制強化共同支援加算が未実施である理由について追記しました。</p>
	6	20	<p>利用者負担の上限額管理事務について、障害福祉サービスと障害児通所支援に分けて詳細に記載し、相談支援事業者が上限管理を行う場合についての説明を追記しました。</p>
	参考	21~22	<p>計画相談支援給付費報酬算定構造について、令和3年度の報酬改定後の内容に更新しました。</p>
第4章		23	<p>モニタリングの実施期間と実施イメージに関する図表を新たに掲載しました。</p>
	2-(4)	25	<p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&Aに基づき、モニタリング期間を決定する際特に留意すべき事項として、モニタリングを標準よりも短い期間で設定することが望ましいとされる状態像の具体例と、特に留意すべき対象者について記載しました。</p>
	2-(5)	25	<p>新たに算定可能となった集中支援加算対象の利用者についての留意事項として、頻回に算定が必要となる利用者に対して区が検証することを記載しました。</p>
	4-(1)	26	<p>モニタリングの開始月・終期月の設定について、記載内容を変更しました。</p>
	4	26	<p>モニタリングを予定していた月に実施できなかった場合の欄に、障がい福祉課の電話番号、二次審査で請求が通るような手続きを行うことが可能であること、不正な請求はしないことについて追記しました。</p>
第5章	4	28	<p>「セルフプランの提出不可（利用計画案提出必須）」であった対象者を、「セルフプラン原則提出不可」に改めました。</p>

章	項目	頁	内容
第5章	6	28	セルフプランから計画相談支援等への切り替えについて、従来は条件付きでしたが、条件をなくしたため削除しました。
第6章		29~40	申請から計画相談支援給付費等の支払いまでの流れについて以下の通りまとめました。 ① 新規申請、更新申請、変更申請の3種類の申請に分類しました。 ② 相談支援事業者、利用者、区（相談担当、福祉支援係・保健支援係）間のやり取りについてフロー図にまとめました。 ③ フロー図に対応した説明を相談支援事業者用と区役所用でそれぞれ記載しました（フロー図と説明がマル数字で対応しています）。
第7章		41	「第7章（旧マニュアル第8章）その他」にあった計画相談支援の新規対応件数の情報共有について、令和2年度から行っていないため削除しました。
	3	41~42	国保連請求のエラーに関して、相談支援事業者から問い合わせの多いものについて、その原因と対応をまとめました。
別表4		49~54	障害福祉サービス等の種類について、内容、利用者、区分、支給決定、モニタリング標準期間等をまとめた表を新たに掲載しました。
用語集		55~58	主に計画相談支援、障害児相談支援で使用される用語について、解説つきの用語集としてまとめました。